



町指定ごみ袋に入れていない落葉は回収されません。
ご協力の程よろしくお願いいたします。

別荘地内のごみの出し方

箱根町の条例により以下の分別方法で回収処理をさせていただきます。

(1) 可燃ごみ (箱根町指定のごみ袋を使用)

一般可燃物、ペットボトル、トレイ、落葉など

※ 町指定ごみ袋に入れていない落葉は回収されません。

ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ 小枝・竹・板くずは、1束直径30cm以下にひもで束ねて出して
ください。(町指定ごみ袋にいれなくても収集します。)



(2) 不燃ごみ (袋不要)

缶(アルミ、スチール)、空き瓶(中身の汚れは軽く濯いでください)

※ 新聞紙及びダンボールは袋に入れず、紐などで縛ってお出してください。

※ 乾電池は管理事務所へお持ちください。

(3) 粗大ごみ

別荘内では家具類、家電類、布団類等は、有料にて別途回収となります。

必ず管理事務所にご相談またはご依頼ください。

箱根町指定のごみ袋 販売開始!

東急箱根別荘管理事務所にて『箱根町指定のごみ袋』の販売しております。別荘へお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。